

# 患者さまへ、 お薬に関するお願ひ

## 【後発医薬品の使用について】

当院では、後発医薬品の使用促進を図るとともに、医薬品の安定供給に向けた取り組みを実施しております。

後発医薬品とは、先発医薬品の特許が切れた後に販売される先発医薬品と同じ有効成分を同じ量含み、効能・効果も原則的に同じ成分を持つ医薬品のことをいいます。また、開発に要する費用が少ないことから先発医薬品に比べ安価であり、使用促進をすることにより医療の効率化を図ることが可能となります。

医薬品の採用においては、品質・安全性等を収集・評価し決定しておりますが、一部の医薬品では十分な供給が難しい状況が続いています。このような状況から、医薬品の供給状況によって投与する薬剤を変更する可能性がありますが、変更する場合には患者様に対して十分に説明いたします。

## 【一般名処方について】

後発医薬品のある医薬品については、特定の医薬品名を指定するのではなく、薬剤の有効成分を記載する「一般名処方」を行う場合があります。これにより、特定の医薬品の供給が不足した場合であっても、患者さんに必要な医薬品が提供しやすくなるとともに、医療費の負担軽減にもつながります。

## 【長期収載品の選定療養費について】

長期収載品とは、後発医薬品がある先発医薬品のことをいいます。令和6年度診療報酬改定に伴い、令和6年10月より、長期収載品の処方を希望される場合や、一般名処方であっても調剤薬局で先発品を希望される場合には、保険診療とは別に自己負担（選定療養費）が発生いたします。

ご不明な点などございましたら、医師または薬剤師までご相談ください。